

プティットーノ坂保育園 重要事項説明書(小規模保育事業所用)

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	ヤクルトチャイルドサポート株式会社
所 在 地	広島県広島市西区福島町1丁目23-13
電 話 番 号	082-532-8960
代 表 者 氏 名	宇多川 清美

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所A型
施 設 の 名 称	プティットーノ坂保育園
施 設 の 所 在 地	山口市後河原吉田37-2
連 絡 先	電 話 番 号 083 — 928 — 8444 F A X 083 — 902 — 6991
施 設 長	松田 理恵子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
利 用 定 員	0歳児(4ヶ月～) 6人 1歳児 6人 2歳児 6人
開 設 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	

3 保育目標・運営方針

保育理念

すべての子どもが健やかに成長できるように、ひとりひとりを大切にした保育をめざす

5本の柱で子どもの「こころ」と「からだ」を育てていきます。

- 生きる力を育てる
- 思いやりの心を育てる
- 想像力を育てる
- 健康であることを大切にする
- 自然を大切にする

保育方針

- * 子どもたちは無限の可能性を秘めています。その可能性を少しでも伸ばすお手伝いができることを喜びとし、ひとりひとり育ちにあわせた保育を実現します。
- * 基本的な生活習慣を自立させ、自分でできる事を喜べる環境を提供します。
- * 個の成長から集団の関わりの中で、コミュニケーションを豊かにすることを目的に、社会生活において「生きる力」「思いやりの心」を育みます。
- * 自然を大切にする気持ちを養うために、自然に興味を持てる環境を提供します。
- * 食育や、生き物の生育を通して、健康の大切さを伝えます。
- * さまざまな経験を通して、想像力、思考力を養います。
- * 保育・子育てに関する要望・相談に際しては、丁寧に分かりやすく説明し、個人情報保護や守秘義務を守りながら、保育園としての社会的責任を果たします。

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	311.68	m ²
	園庭	35.28	m ²
園舎	構造	木造	
	延べ面積	132.08	m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	1室	
調理室	1室	
遊戯室(ホール)		

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1名	1名		
保育士	7名	5名	2名	
調理員	2名		2名	

※ 本園では、「山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日山口市条例第30号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯 (8:00 ~ 17:00)
保育士	正規の勤務時間帯 (7:00 ~ 16:00)(10:00~19:00)
調理員	正規の勤務時間帯 (9:00~15:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の**保育料の他に、別途利用者負担**が1日あたり100円必要となります。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の**保育料の他に、別途利用者負担**が必要となります。)

8 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針(平成二十九年三月三十一日 厚生労働省告示第百十七号)を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 英語教室・リトミック教室

外部より講師を招いて英語教室月4回 リトミック教室 月2回 体操教室 月2回開催します。

a

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、医療機関で診察等を受け、**アレルギー疾患生活管理指導表**を作成してもらって必ず提出してください。

9 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担(保育料)

教育・保育給付認定を受けた市町村が定める保育料を当園にお支払ください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき(ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします)。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 連携施設

本園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

(2) 連携施設

ア 三の宮保育園

運 営 主 体	山口市立三の宮保育園
所 在 地	山口市柴崎町9-73
連 携 内 容	・集団保育を経験させるための機会の設定
電 話 番 号	083-924-0327

12 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医 療 機 関 の 名 称	まかたこどもアレルギークリニック
医 師 名	山口県山口市赤妻町183番2
所 在 地	真方 浩行 (院長)
電 話 番 号	083-902-2226

(2) 歯科

医 療 機 関 の 名 称	藤井歯科医院
医 師 名	武安 浩二 (歯科医)
所 在 地	山口市巾原町2-30
電 話 番 号	083-925-6640

13 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

・窓口担当者	松田 理恵子
--------	--------

本園 ご利用相談窓口	・ご利用時間	9:00～17:00
	・電話番号	083-928-8444
	FAX	083-902-6991
	担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
第三者委員	伊藤 一統	電話番号 0836-34-1107
		役職:宇部市フロンティア大学短期大学部保育学科 教授

※ 本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知器	無	・非常警報装置	有
	・非常用電源	無		
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難 ・ 消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施し、年2回は消防署に報告する。			

16 利用者に対しての保険の種類 ・ 保険事故 ・ 保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	・総合賠償責任保険(身体1名5,000万円・1事故 50,000万円 財物1事故5,000万円) ・日本スポーツ振興センター保険(死亡見舞金2,800万円 ・負傷・疾病療養に要する費用の5,000円以上のもの)	
保険の内容	施設業務遂行リスク・製造物・完成作業リスク	・保育園活動のけが など

17 虐待防止の為の措置

- ・ 園児の人権の擁護・虐待等の防止の為に
 - ①虐待を防止する為の職員に対する研修の実施
 - ②その他虐待防止の為に必要な措置を講じます。
- ・ 開園時間中に職員または保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。